2023年度税制改正大綱が2022年12月23 日に閣議決定されました。

10月から開始される消費税の「インボイス制 度」は、その円滑な実施へ向けて、免税事業者 がインボイス発行事業者となった場合の税負 担や、事業者の事務負担を軽減する内容が盛 り込まれました。また、2024年から開始される 「電子帳簿保存法」における電子取引のデータ

保存義務化では、保存要件が大幅に緩和され ています。

今回は、多くの事業者に影響のあるインボイ ス制度と電子帳簿保存法の改正内容について 解説します。

### 誌上相談室

[テーマ] 2023年度税制改正のポイント 【インボイス制度、 電子帳簿保存法

①税負担の軽減

事業者のみ登録が受けられます。

V

### 図1. 軽減措置適用前後の消費税納税額の比較

売上800万円 納税額:40万円 ※簡易課税(みなし (税抜)の 通常 仕入率50%)を イラスト制作 事業者の場合 納税額:16万円 ※売上税額 80万円×0.2

(引用) 日本商丁会議所作成 「令和5年度 税制改正のポイント」

図2. 見直し後のインボイス発行事業

年10月以降)

2023.10.1 2024.2.28

申請書

インボイス

制度開始

者への登録スケジュール (2023

2024.3.17

申請書

例) 2024年4月1日を登録希望日とした場合

### めには、 度です。 されたインボイスの保存が必要となる制 り、買い手は仕入税額控除のために交付 はインボイスを交付・保存する必要があ た書類やデータです。インボイス制度と 消費税率および消費税額の記載を追加し の区分記載請求書に、インボイス番号、 インボイス(適確請求書)とは、現行 売り手であるインボイス発行事業者 買い手(課税事業者) 事前の登録申請が必要で、 インボイス発行事業者となるた の求めに応じ

は、

この手続きのための事前届け出は不要で 日から2026年9月3日までの3年間に 軽減する措置が設けられます ととなります。そこで、2023年10月1 なる場合、 免税事業者がインボイス発行事業者と 消費税納税額を売上税額の2割に 消費税の納税が新たに生じるこ (図1参照)。

# ③登録申請期限の延長

したが、今回の改正では4月以降の申請 月末までに登録申請をする必要がありま 行事業者となるためには、2023年3 2023年10月1日からインボイス発

でも可能となります。

となるなど、 現行の「1カ月前まで」から「15日前まで 行事業者となる場合の登録申請期限が、 ます。 また、 10月1日より後にインボイス発 登録申請手続きが柔軟化さ

れ

課税期間

の初日

2024.4.1

提出 提出 見直し後の 現行の 提出期限 提出期限 登録 (1カ月前) (15日前)

(引用) 日本商工会議所作成 「令和5年度 税制改正のポイント」

### ②事務負担の軽減

消費税インボイス制度の負担軽減措置

あっても、 にインボイスの保存が必要です。 インボイス制度では、 消費税率の正確な判定のため 少額な取 引で

については、事業者の事務負担に配慮し みで仕入税額控除が可能となります。ま ボイスの保存を不要とし、帳簿の保存の 不要とされます。 て、売り手側の返還インボイスの交付が 数料などの1万円未満の少額な値引き等 た、買い手側により差し引かれた振込手 未満の課税仕入れについて6年間はイン 高が1億円以下である事業者は、 今回の改正により、前々年の課税売上 1万円

が、中小企業においては、

事務負担の増

2024年から本格的にスタートします ことが義務付けられます。この義務化

加が懸念されていました。今回の改正で、

則では、その電子取引データを日付や金

取引先で検索できるように保存する

は

受領している場合、

電子帳簿保存法の原

領収書や請求書などをデータで送付

電子取引のデータ保存義務化の

### ①データ検索機能の確保要件の緩和 されることになります。 電子取引データ保存の要件が大幅に緩

検索機能の確保要件が不要となります 提出ができる事業者については、 円以下の事業者や、出力した書面の提示・ いることを前提に、 に応じてデータで提出できるようにして 電子取引データを税務職員からの求め 売上高が5000 データ

## ②システム対応が間に合わなかった 事業者への猶予措置

の求めに応じ、電子取引データを提出 企業が対応しやすくなります されます。この改正により、 従前の方法でデータ保存ができることと 提出ができる場合、 きることに加えて、出力した書面の提示・ て税務署長が認め、 システム対応が間に合わなかったとし 保存要件を問わずに かつ、税務職員から 多くの中

税理十

当所エキスパート・バンク登録専門家 回答 佐藤晴美税理士事務所

(宮城野区五輪)

7